

# 感染症による出席停止について

愛知県立半田商業高校定時制課程

学校での感染症の流行を防ぐために、以下の感染症にかかった生徒の出席を停止します。これらの出席停止は、学校保健安全法第19条に基づいて行われます。

種類	感染症名	出席停止期間
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（A型）、インフルエンザウイルス（SARS-CoV-2）、中東呼吸器症候群（MERS-CoV）、特定鳥インフルエンザ	<p>治癒するまで</p> <p>※「<b>新型インフルエンザ等感染症</b>」、<b>指定感染症</b>及び「<b>新感染症</b>」は第1種の感染症とみなす。</p>
第2種	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く）	発症した後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消える、または5日間の抗菌性物質製剤による治療終了まで
	麻疹（はしか）	解熱後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	腫れが出た後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風しん（3日ばしか）	発疹が消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状消退後2日を経過するまで
第3種	結核、髄膜炎菌性髄膜炎	病状により医師によって感染のおそれがないと認められるまで
	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、 *その他の感染症	<p>病状により医師によって感染のおそれがないと認められるまで</p> <p>*その他の感染症は、必要があれば学校医の意見を聞き、第3種の感染症として措置をとることができる疾患です。</p>

インフルエンザの場合は、「インフルエンザ治療報告書」を保護者の方で記入していただき、必ず処方された薬の説明書を添付して、学校へ提出してください。

インフルエンザ以外の感染症の出席停止は、「出席停止証明書」、「治療証明(登校許可)証明書」を主治医に記入してもらい、登校許可が出たら学校へ提出してください。書類は、学校のホームページ（定時制→保健室へ）からダウンロードできます。

※氏名、病名、出席停止期間が記載されていれば、この様式でなくてもかまいません。

